

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置
 - (1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置
 - ① 学士課程における教育の成果に関する具体的措置
 - 大学教育再生加速プログラム(AP 事業)を推進し、ラーニング・コモンズを活用するとともに、基盤教育におけるアクティブラーニング科目を点検・拡充する。
 - 基盤教育に関わる IR の具体的な活用方法を検討する。
 - 地(知)の拠点整備事業(大学 COC 事業)に関連した授業科目を充実する。
 - 地域の企業・団体や自治体等と連携し、4年一貫のキャリア教育を充実する。
 - 教育の3方針に対応したカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを点検し改善する。
 - 学修ポートフォリオ等を活用し、適切な学修指導を行う。
 - 学生の進路選択を支援する実践的キャリア教育を実施する。
 - ② 学士課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置
 - アドミッション・ポリシーを公表するとともに、平成28年度入試について高校等へ広報する。
 - 大学改革やミッション再定義の趣旨にふさわしい学生を受け入れるため、引き続き入試改革を進める。
 - 入学前学修の実施状況を集約し、その効果や改善点等について検討する。
 - 教務委員会は、リメディアル教育の対応状況についてとりまとめ、公開する。
 - ③ 学士課程の教育課程に関する具体的措置
 - 大学教育再生加速プログラム(AP 事業)を推進して、基盤教育におけるアクティブラーニング科目での自立的学修を促し、ラーニング・コモンズでの効果的な学修支援のあり方を確立するとともに、行動的知性(ジェネリックスキル)の養成を進展させる。
 - 基盤教育科目の成績評価分布を分析し、改善に結びつける活動を展開する。
 - 4年間を見通したカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーと教育の3方針との整合性を点検し、改善状況を分析してさらに充実させる。
 - 副次的教育プログラム(Learning+1)を拡充し、“グローバル人材育成プログラム”とともに、“高齢者共生社会プログラム”の授業科目を充実する。
 - ④ 学士課程の教育方法に関する具体的措置
 - カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、シラバスの改善状況を分析し、学修支援をさらに充実する。
 - 各学部において、各専門分野の基礎科目に関するリメディアル教育の実施状況を点検・改善し、リメディアル教育を充実する。
 - 基盤教育において、コミュニケーション型で実践的な英語教育を継続して実施する。
 - 副次的教育プログラム(Learning+1)としての“グローバル人材育成プログラム”の授業科目を充実させるとともに、国際インターンシップを拡充する。
 - 国際連携教育プログラムの充実を図り、学生主体の国際連携教育活動に対する支援を引き続き行う。
 - 行政機関、民間企業及び近隣の大学等と連携して、海外での学修機会を拡充する。
 - アクティブラーニング科目等の授業とも連携しながら、双方向型の授業方法の改善活動を行い、汎用的能力を養成する。
 - 地域の企業・経済団体等と連携・協力し、インターンシップを主体にした実践的な授業や実務経験者による授業を充実する。
 - 環境問題に関するグローバルな視野と実践力を養う科目の拡充を図り、その体系を公開する。
 - ⑤ 学士課程の成績評価に関する具体的措置
 - 教育の質保証の観点に基づき、シラバスにおける各科目の達成目標と成績評価の基準について、自己点検と改善を行う。
 - 成績評価分布を学部別・科目別に明示し、その特徴を整理するとともに改善点を示す。
 - 教育プログラム毎に、GPA・GPT による学修状況等を踏まえた、総合的達成度の評価方法を定める。
 - 成績評価の厳格化・透明化を目的に行動的知性ルーブリックなど、総合的達成度のさらに新しい評価方法の検討を進め、学士課程教育の質的転換に取り組む。
 - ⑥ 大学院課程における教育の成果に関する具体的措置
 - 教育の3方針を継続して点検するとともに、カリキュラム・シラバス、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの充実を図り、大学院教育の質保証を強化する。

- 各研究科において、学生主体のプロジェクトを支援し、実践的な応用力や創造性を育成するための問題点や課題を把握・整理する。
- ⑦ 大学院課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置
 - アドミッション・ポリシーに基づき、多様な志願者が受験しやすい入学者選抜を実施する。
 - 国内外の大学等と連携を深めるとともに、日本語や英文等によりアドミッション・ポリシーを公表する。
- ⑧ 大学院課程の教育課程に関する具体的措置
 - ミッションの再定義等を踏まえ、教育の3方針を継続して点検した結果に基づき、教育プログラム・シラバスを充実する。
 - 各研究科において、専門領域ごとに、リテラシー科目と専門科目の内容とシラバスを整備・充実するとともに、学部・大学院の有機的連携を進める。
 - 副次的教育プログラム(Advanced Learning+1)としての“グローバルリーダー育成プログラム”の授業科目を充実する。
 - 各研究科において、課題解決能力と創造性を育成するため、複数教員による多面的な指導を継続しリサーチワーク体制を充実する。
 - フィールドワークやリサーチワークの機会を活用し、実際の知識や実践的能力を身に付けることができるよう支援・指導を行う。
- ⑨ 大学院課程の教育方法に関する具体的措置
 - 各研究科のPBL教育を継続し、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力を養成する。
 - 独自資金による給付型奨学金などを活用し、世界を舞台に活躍する人材の育成を支援する。
 - 地域の企業等と連携した国際インターンシップの拡充や、海外の卓越した大学と連携したシンポジウム等を開催するなど、国際性を備えた人材を育成するための教育を行う。
 - 国内外のシンポジウムやワークショップ等に参加させ、コースワークとリサーチワークとの合理的統合や研究テーマの深化を促す。
 - 国際的視野を持ったグローバル人材の育成を推進するため、引き続き国際連携教育活動などの支援を行う。
 - ダブル・ディグリー・プログラムの拡充に向け、協定校と実務的な協議を行うとともに、海外の卓越した大学での研究活動への支援を推進する。
- ⑩ 大学院課程の成績評価に関する具体的措置
 - 各研究科において、公表した論文審査基準に基づいた厳正な評価を行い、大学院教育の質保証を図り、成績評価と修了認定の信頼性を確保する。
 - 各研究科において、論文審査基準に基づいた評価とともに、研究活動、作品発表等の諸活動を含めた総合的な評価方法を確立する。
- ⑪ 教育方法の改善に関する具体的措置
 - 企画型FD活動に加え、授業実践の紹介、学生の授業評価、教員相互点検による教育改善を継続し、内部質保証を推進するとともに活動成果を公表し情報を共有化する。
- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
 - ① 教職員等の配置に関する具体的措置
 - 全学的な視点から学長ガバナンスによる人的支援を行い、新学部への設置に向けた学部等の改革を促進する。
 - 引き続き、学長のトップマネジメントにより平成24年度に設置した宇都宮大学「男女共同参画推進室」において、就業環境の改善等に取り組むとともに、第3期中期目標・中期計画に向けた改善点の集約を行う。
 - ② 教育環境の整備に関する具体的措置
 - 設備マスタープランに基づき、教育設備・実習設備等を戦略的に整備する。
 - キャンパスマスタープランに基づき、継続して学生共用スペースを拡充するとともに、共用スペースを利用した自学・自修の支援体制を強化する。
 - 学生の修学や課外活動団体への支援を拡充するとともに、各種事業やコンテストへの参加と顕彰制度の運用により学生の意欲を向上させる。
 - ③ 教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置
 - 教育研究評議会と教育企画会議の下で実施してきた教育改善についてPDCAサイクルの実効性を点検し、さらなる教育の質の向上に反映させる。
 - ④ 内外の高等教育機関との連携に関する具体的措置

- 大学コンソーシアムとちぎの活用や、近隣大学、地域の産業界、自治体等との連携により、グローバル教育等を充実する。
 - 全国共同利用拠点として認定されている、附属農場における教育プログラムの充実にさらに取り組むとともに、副教育プログラムの検討を行う。
 - 国際インターンシップの拡充や、海外の大学や研究機関との交流を活性化させ、国際性を備えた人材を育成するための教育を行う。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- TA、チューター、留学生アドバイザー等を活用し、学修支援の体制を充実する。
 - 学内共用スペース等における自学・自修を推進するため、学生のニーズに応じた設備等を設置し環境を整備する。
 - 学修ポートフォリオ等の各種データを用いて、指導教員による学生に対するきめ細かい指導等を推進する。
 - 学生の利便性向上に向け、学生ポータルサイトを点検・改善する。
 - 就職内定者による就活応援団(JUST)及び1、2年生主体の就活サポートチーム(WILL)の自主的な活動を支援する。
 - 引き続き、外部資金等を活用した学生の自主的なプロジェクトを支援し、学生の学修意欲と自主性を高める。
 - 日常的な大学生生活のケアを充実するため、相談・支援体制を強化するとともに、研修会等への参加を促して学生相談員のスキルアップを目指す。
 - 学生寮における日本人学生と留学生の混住化や、学生のニーズに基づいた学生寮整備を検討する。
 - 留学生を含め、各種奨学金に関する情報提供を強化する。
 - チューター、留学生アドバイザー等を活用し、生活相談の体制を強化する。
 - 産業界・経済団体等と連携してキャリア教育を充実する。
 - 産業界・経済団体・新卒応援ハローワーク等と連携し、就職支援活動を充実・強化する。
 - 経済団体・自治体等と連携し、外国人留学生の就職支援活動を充実・強化する。
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- ① 目指すべき研究の水準等に関する目標の具体的措置
 - 部局長研究戦略経費等により、引き続き若手研究者を中心にきめ細かな研究支援を行う。
 - 平成26年度に設置したURA室を中心とする研究支援体制を充実する。
 - 引き続き若手研究者の育成を推進するとともに、学部・学科を超えた特徴ある融合的・学際的研究を支援する。
 - オブティクス教育研究センター及び工学研究科先端光工学専攻を中心とした光学分野の教育研究を推進するとともに、各部局の強みを活かした高い水準の教育研究を進める。
 - ② 成果の社会への還元に関する目標の具体的措置
 - 企業交流会の開催、研究シーズ集の更新・充実、ホームページの更新などにより本学の研究シーズを公開するとともに、研究成果の社会還元を積極的に推進する。
 - 自治体・地域企業等との連携により、大学の研究成果をイノベーション創出や地域課題解決に結びつける活動を積極的に推進する。
 - 新たな研究成果や公開特許などの情報をUUプラザ・広報誌などを活用して効果的に発信するとともに、ホームページを継続的に更新する。
 - ③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的措置
 - 宇都宮大学研究拠点創成ユニット(UU-COE)の成果について検証する。
 - 学内の優れた研究について講演会等によりプロセス・成果を学内で共有するとともに、研究計画のコンペティション等において若手研究者等へ助言を行うことにより研究プロセスの共有化を推進する。
- (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
- キャンパスマスタープラン・設備マスタープランに基づき、引き続き研究スペース・研究設備を改善する。
 - URA室による外部資金獲得の支援体制を充実させるとともに、部局長研究戦略経費等の学内研究費を効果的に配分する。
 - 引き続き学際的・融合的研究や若手による研究に重点を置いた戦略的な研究支援を行う。
 - URA室による大型研究費獲得の支援機能を強化する。
 - 特徴ある研究を対象として研究スペース等を確保するとともに、研究費を戦略的に配分する。
- 3 その他の目標を達成するための措置
- (1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 地域課題解決のための全学必修科目を開設するとともに、昨年度開設した地域社会と協働した社会人向け講座の修了者を輩出するほか、地域を志向した教育研究活動を充実し、全学的に地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)を推進する。
- (2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置
- 地域からのニーズに適切に対応するため、引き続きUUプラザを通じて発信する大学内諸活動情報を充実させる。
 - 課題別地域懇談会を実施して県内自治体のニーズの把握に努めるとともに、県内自治体や高等教育機関等との協働による人材育成や「地域イノベーション戦略支援プログラム」を始めとする地域連携事業を推進する。
 - オプティクス教育研究センター、工学研究科先端光工学専攻及び光融合技術イノベーションセンターを中心として、オプティクス分野で地域産業界との連携を推進する。
 - 「大学コンソーシアムとちぎ」の産学官連携サテライトオフィス事業委員会との連携(技術相談等)により、地域の産学連携活動をさらに推進する。
 - 引き続き県内自治体や地域の学校、地元企業等と連携して、高大連携事業や出張講義並びに社会人を対象とした教育プログラムを積極的に展開し、地域社会で活躍する人材の育成を推進する。
- (3) 国際化に関する目標を達成するための措置
- 国際インターンシップや国際連携教育活動などの支援を進め、国際的視野を持ったグローバル人材の育成を推進する。
 - 海外の大学や研究機関との交流を深め、国際性に対する意識の涵養を行うとともに、海外の大学との共同研究を推進する。
 - WEB等を活用して積極的に留学に関する情報発信を行うとともに、協定校訪問等を利用して引き続き同窓会ネットワークの拡充を進める。
 - 留学生を含めた地域の国際理解・課題解決に協力する学生ボランティア活動を支援するとともに、地域関係団体等との連携協力を推進して地域の国際交流を促進する。
- (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置
- 附属学校連携室を中心に、附属学校と大学の組織的な連携の在り方を検討し、改善する。
 - 附属学校連携・一貫推進機構において、大学との連携を強化しながら各実践班の共同研究を着実に推進する。
 - 大学と連携して「教員養成フォーラム」を実施し、連携・一貫推進機構の各実践班の研究成果の共有や地域への発信を行うとともに、教員養成機能を充実する。
 - 教職センターや実務家教員との連携を通して、教職入門から教職実践演習までの一貫した教員養成をサポートする。
 - 附属学校園としての先進的・先導的な役割を果たし地域の学校の多様なニーズに応えるため、校内研修を充実させ公開研究発表会などで研究成果を公表するとともに、研修体制や公開研究発表会を改善・充実する。
 - 栃木県教育委員会及び各市町教育委員会との連携のもと、公立学校や教育委員会等の各種研修に講師を派遣するなど、積極的に指導的役割を果たし、教員の指導力や地域の教育力の向上に資する。
 - 特別に支援を要する子どもの課題解決に向けて、「四附属特別支援教育推進委員会」を中心とした附属学校園間の連携を深め、専門機関や保護者との協働を図りながら一貫した支援を行っていくとともに、子どもたちの教育の充実を目的とした共同研究を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
- 学長のリーダーシップのもと、教育の質保証の観点から教育研究組織、組織運営体制を見直し、所要の整備を実施する。
 - 学長のリーダーシップのもと、社会ニーズを勘案し、入学定員や教育研究組織等の見直しを進める。
 - 学長のリーダーシップのもと、意思決定の機動性かつ効率を高めるために、組織運営体制の見直しを進める。
 - 経営協議会及び教育研究評議会の審議結果並びに意見を大学運営に反映した組織運営を行う。
 - 学長から経営方針に基づく業務等を効果的な方法により、構成員へ周知を行い、業務等の理解及び共通認識を図る。
 - 年俸制等の新たな人事制度の導入を進める。
 - 教員ポイント制により、教員の職階バランスの見直しを行う。
 - 女性研究者がライフイベントと研究を両立するための環境整備を行うとともに、女性教員の採用増加に努める。
 - 職員に対して多様な研修の機会を設け、人材育成を効果的に実施し、モチベーションの向上に努める。

- 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
 - 業務の効率化・合理化のための業務改善を進めるため、他大学の取組状況の調査や本学の現状把握を行い、業務内容の見直しをさらに進める。
 - 教育研究組織の見直しに連動した事務組織体制等の見直し案を策定し、所要の整備を実施する。
- III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
 - URA 室を中心として府省等（文部科学省、農林水産省等）の外部資金に関する調査を継続的に実施し、教員の外部資金獲得を支援する。
 - 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
 - (1) 人件費以外の経費の削減を達成するための措置
 - 他大学等の取組事例を活用し、引き続き、経費の削減・合理化に努める。
 - 管理的経費の削減状況について分かりやすい資料を作成し、構成員及び地域社会に周知する。
 - 一般管理費予算額を前年度比1%減額する。
 - 引き続き、外部委託業務の一括化等に努める。
 - 随意契約の縮減及び複数年度契約について引き続き実施する。
 - 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
 - 余裕資金の運用に当たっては、引き続き国債等の金利状況等金融情勢を継続的に注視し、その安全性及び安定性を確保しつつ、より効果的・効率的な運用を行う。
 - 大学施設の利用促進を図るため、引き続き地方公共団体や地域に広報資料を配付し協力を依頼する。
 - キャンパスマスタープランに基づき、検証の上施設の有効活用を努める。
- IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 機関別認証評価を受審するとともに、法人評価に対応した組織的かつ体系的な自己点検・評価及び教育の質保証に向けた内部相互認証システムによる点検・評価を継続する。
 - 経営協議会における指摘事項や外部評価、監事監査等の結果を大学経営に活用するとともに、活用状況についてはホームページで公表する。
 - 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
 - 公式ホームページについて、利便性の向上のためシステムの改善を進めるとともに、動画やSNSの利用などコンテンツの充実に努める。
 - 引き続き大学の「見える化」を推進するとともに、ステークホルダーとの積極的なコミュニケーション活動を展開し、ニーズや要望を的確に収集する。
- V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
- 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
 - 現在までの整備状況を踏まえ、さらに必要性、緊急性に応じた施設設備の維持保全を行う。
 - 施設マネジメントシステムに基づき、スペース配分を含めた施設設備の有効活用を実施する。
 - 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
 - 学生、児童、生徒及び職員のより一層の安全を確保する観点から、引き続き専門家等による巡視を実施し、リスクの低減を図る。
 - 3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置
 - 新国際標準規格 ISO27001：2013 及び ISO27031 の考え方に沿い、情報セキュリティマネジメントシステム並びに ICT 事業継続に係る取組を推進する。
 - 4 法令遵守に関する目標を達成するための措置
 - 職員の法令遵守に対する意識の高揚を図るため、研修又は講習を実施し、職員の啓発活動に努める。
 - 研究費の不正使用防止に係るコンプライアンス教育と研究活動の不正行為の防止に向けた倫理教育を実施し、不正防止に努める。
- VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照
- VII 短期借入金の限度額
○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1.3 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○財産を譲渡する計画

27年度計画なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・整備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・総合研究棟耐震改修(教育学系) ・小規模改修 	総額 193	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費補助金（161） ・国立大学財務・経営センター施設費交付金（32）

(注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- 年俸制等の新たな人事制度の導入を進める。
- 教員ポイント制により、教員の職階バランスの見直しを行う。
- 女性研究者がライフイベントと研究を両立するための環境整備を行うとともに、女性教員の採用増加に努める。
- 職員に対して多様な研修の機会を設け、人材育成を効果的に実施し、モチベーションの向上に努める。

(参考1) 平成27年度の常勤職員数 最大618人（見込み）
外数として任期付職員数の見込みを30人とする。（現員）

(参考2) 平成27年度の人件費総額見込み 6,294百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

学生寮整備事業

単位：百万円

区 分	年 度	
	H27	
学生寮(雷鳴寮)整備事業長期借入金償還金	4	

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその附帯業務に係る事業の財源に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成27年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 5 2 9
施設整備費補助金	1 6 1
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	3 2
自己収入	2, 9 7 2
授業料, 入学金及び検定料収入	2, 7 1 6
財産処分収入	0
雑収入	2 5 6
産学連携等研究費収入及び寄附金収入等	5 5 9
目的積立金取崩	2 2 7
計	9, 4 8 0
支出	
業務費	8, 7 2 4
教育研究経費	8, 7 2 4
施設整備費	1 9 3
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5 5 9
長期借入金償還金	4
計	9, 4 8 0

[人件費の見積り]

期間中総額 6, 2 9 4 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 退職手当については, 国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 「施設整備費補助金」のうち, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 1 6 1 百万円。

2. 収支計画

平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,583
經常費用	9,583
業務費	8,748
教育研究経費	1,692
受託研究費等	323
役員人件費	88
教員人件費	4,785
職員人件費	1,860
一般管理費	421
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	413
臨時損失	0
収入の部	9,556
經常収益	9,556
運営費交付金	5,529
授業料収益	2,349
入学金収益	380
検定料収益	74
受託研究費等収益	353
補助金等収益	0
施設費収益	52
寄附金等収益	190
財務収益	0
雑益	256
資産見返運営費交付金等戻入	269
資産見返寄附金戻入	44
資産見返物品受贈額戻入	2
資産見返補助金戻入	58
臨時利益	0
純利益	△27
目的積立金取崩	27
総利益	0

3. 資金計画

平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,138
業務活動による支出	9,078
投資活動による支出	704
財務活動による支出	5
次年度への繰越金	1,351
資金収入	11,138
業務活動による収入	9,212
運営費交付金による収入	5,529
授業料及び入学金検定料による収入	2,716
受託研究等収入	353
補助金等収入	0
寄附金収入	206
その他の収入	408
投資活動による収入	384
施設費による収入	193
その他の収入	191
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,542

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

国際学部	国際社会学科	210人 (うち3年次編入学10人)	
	国際文化学科	210人 (うち3年次編入学10人)	
教育学部	学校教育教員養成課程	600人 (うち教員養成600人)	
	総合人間形成課程	240人	
工学部	機械システム工学科	316人	他に3年次編入学60人
	電気電子工学科	316人	
	応用化学科	332人	
	建設学科	280人	
	情報工学科	296人	
農学部	生物資源科学科	210人	他に3年次編入学40人
	応用生命化学科	105人	
	生物生産科学科	105人	
	農業環境工学科	140人	
	農業経済学科	160人	
	森林科学科	140人	
国際学研究科	国際社会研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際文化研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際交流研究専攻	20人 (博士前期課程 20人)	
	国際学研究専攻	9人 (博士後期課程 9人)	
教育学研究科	学校教育専攻	33人 (修士課程 33人)	
	教育実践高度化専攻	15人 (専門職学位課程 15人)	
	特別支援教育専攻	5人 (修士課程 5人)	
	カリキュラム開発専攻	7人 (修士課程 7人)	
	教科教育専攻	50人 (修士課程 50人)	
工学研究科	機械知能工学専攻	65人 (博士前期課程 65人)	
	電気電子システム工学専攻	65人 (博士前期課程 65人)	
	物質環境化学専攻	71人 (博士前期課程 71人)	
	地球環境デザイン学専攻	58人 (博士前期課程 58人)	
	情報システム科学専攻	67人 (博士前期課程 67人)	
	学際先端システム学専攻	58人 (博士前期課程 58人)	
	先端光工学専攻	25人 (博士前期課程 25人)	
	システム創成工学専攻	90人 (博士後期課程 90人)	
農学研究科	生物生産科学専攻	82人 (修士課程 82人)	
	農業環境工学専攻	24人 (修士課程 24人)	
	農業経済学専攻	16人 (修士課程 16人)	
	森林科学専攻	20人 (修士課程 20人)	
附属幼稚園	160人	学級数	5
附属小学校	660人	学級数	18
附属中学校	480人	学級数	12
附属特別支援学校	60人	学級数	9